

池田

事務

消保 第 245 号

平成26年5月15日

一般社団法人鹿児島県L P ガス協会会長様

鹿児島県危機管理局

消防保安課長

平成26年度鹿児島県液化石油ガス販売事業者等保安対策指針について（通知）

このことについて、別添のとおり保安対策指針を定め、液化石油ガス販売事業者及び保安機関に対し、法令遵守の徹底、組織内のリスク管理の徹底、事故防止対策及び自然災害対策を求めることとしました。

ついては、当該指針の貴協会員への周知とともに、L P ガスに係る保安の確保についての一層の御協力をよろしくお願いします。

連絡先

鹿児島県危機管理局

消防保安課 保安係

担 当： 上 野

099-286-2262 (直通)

本保安対策指針は、経済産業省が策定した「平成 26 年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」に平成 25 年に鹿児島県で発生した液化石油ガスの事故の発生状況と、平成 25 年度に鹿児島県で実施した立入検査の状況を追加し、「平成 26 年度鹿児島県液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」として定めるものである。

第 1 保安対策指針の位置付け

1. 自主保安活動を含めた保安対策の着実な実施

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」(昭和 42 年法律第 149 号。以下「液石法」という。)は、液化石油ガス販売事業者(以下「LP ガス販売事業者」という。)及び保安機関に対して、一般消費者等の保安を確保するために種々の義務を課しており、液化石油ガス(以下「LP ガス」という。)の保安行政はこれらの保安規制を中心として行われている。液石法による保安規制については、LP ガスの技術の進展への対応、自主保安の向上を促す規制体系の構築、業務委託の進展等業態の変化に適応した規制体系の構築等を背景とした平成 8 年の液石法改正により、規制の合理化を図る中で行政の事前規制による直接的関与を必要最小限としつつ、立入検査等による事後規制で法令遵守を確保する体系となっており、より実効性が高く、自主保安活動の推進につながる規制とすることを基本としている。

このため、LP ガス販売事業者及び保安機関(以下「LP ガス販売事業者等」という。)は、液石法の下で、法令を遵守することはもとより、自主保安活動を着実に実施していくことが求められている。

2. 事故の発生状況と法令遵守の状況

(1) 事故の発生状況

- ・平成 25 年においては、LP ガス事故の発生件数は 206 件であり、平成 24 年の 259 件から 53 件減少し、近年 3 年(平成 22 年～24 年)の平均(230 件)を下回り 4 年ぶりに減少した。
- ・被害状況については、
 - －死亡者数は 3 人であり、平成 24 年の 1 人から増加し、近年 3 年の平均(2.3 人)を上回った。
 - －負傷者数は昭和 42 年以降で最も少ない 52 人であり、平成 24 年の 85 人から 33 人減少し、近年 3 年の平均(85.3 人)を下回った。また、負傷者数のうち B 級事故における負傷者数も 1 人と、平成 24 年の 26 人から減少し、近年 3 年の平均(17.3 人)を下回った。
- ・平成 25 年 1～12 月の事故件数(累計)の推移をみると、例年と同様に毎月十数件の頻度で事故が発生したものの、雪害を除く事故件数(累積)の推移では、月毎の事故件数(累計)は概ね例年より低い水準で推移した。
- ・鹿児島県の平成 25 年の LP ガス事故の発生件数は 1 件であり、平成 24 年の 2 件から減少している。
- ・被害状況について死亡者・負傷者は平成 21 年以来、発生していなかったが、平成 25 年の事故で作業員が 1 名、軽傷を負った。
- ・事故の原因は、清掃作業を行うバーナーの器具栓を閉止していたが、作業員の身体が誤って器具栓に触れて開いたことでガスが漏えいし、使用中であった隣のバーナーの火が引火したものである。

(2) 法令遵守の状況

① 経済産業省本省

- ・平成25年度立入検査計画で15社（15事業所）を選定するとともに、新たに問題等が発生した事業者2社（2事業所）を追加し、合計17社（17事業所）を対象に立入検査を実施。その結果、重大な法令違反（禁止されている保安業務の再委託を実施）が確認された保安機関1社に対しガス安全室長の文書による厳重注意を行ったほか、軽微な不備が確認された事業者に対し担当官による口頭注意を行った。
- ・立入検査とは別に、過去に虚偽の経験証明によって液化石油ガス設備士免状の不正取得をさせていたことを自主申告により判明したLPガス販売事業者1社に対しガス安全室長による厳重注意を、認可された一般消費者等の数を超えて保安業務を行っていたことが照会により判明した保安機関1社に対しガス安全室長による口頭注意を行った。

② 産業保安監督部

- ・平成25年度立入検査計画で134社（153事業所）を対象に立入検査を行うこととし、4月から12月までの間に107社（126事業所）に対し立入検査を実施。その結果、重大な法令違反（認可された一般消費者等の数を超えて保安業務を実施、定期供給設備点検及び定期消費設備調査の未実施、保安業務結果の帳簿への未記載、保安機関による保安業務結果の販売所への未通知等）が確認された15社に対し、産業保安監督部長による厳重注意又は改善指示を行ったほか、軽微な不備が確認された事業者に対し担当官等から口頭又は文書による注意を行った。

③ 鹿児島県

- ・県では12事業所に立入検査を実施し、口頭注意及び文書による改善指示を行った。

（平成25年4月～平成26年3月：大島支庁の実績を含む。）

(7) 定期供給設備点検、容器交換時等供給設備点検を実施した記録がなかったものの2件、液化石油ガス設備士の変更届が出されていなかったものの1件については、鹿児島県消防保安課長による文書指導を行った。

(1) 掲示してある「液化石油ガス販売事業者証」の内容が現状と一致していなかったものについては、担当者から口頭指導を行った。

3. 保安対策指針の策定

鹿児島県は、LPガス販売事業者等に対して、

- (1) 事業遂行の前提である法令の確実な遵守と適切な保安対策を実施すること。
- (2) 時代や社会の要請に応じて自主保安の高度化を一層推進すること。
- (3) 液化石油ガス業界団体が表明した事故対策等保安対策を、具体的かつ確実に実施すること。
- (4) 今後の自然災害の発生に備え、万全の保安対策を実施すること。
を求め、もって一般消費者等に係る適切な保安の維持・確保を図ることを要請するため、この指針を策定する。

第2 LPガス販売事業者等が講ずべき具体的な保安対策（要請4項目）及び重点事故防止対策3項目

最近の事故の発生状況及び法令遵守の状況を踏まえ、平成26年度において、次に掲げる4項目をLPガス販売事業者等に対して要請する。

1. 法令遵守の徹底
2. 組織内のリスク管理の徹底及び自主保安活動の推進
3. 事故防止対策
4. 自然災害対策

特に、事故防止対策については、平成25年の事故発生状況等から、

- (1) CO（一酸化炭素）中毒事故の防止対策
- (2) 一般消費者等に起因する事故の防止対策
- (3) LPガス販売事業者等に起因する事故の防止対策

を重点的に対応することを要請する。

その際、少子化、高齢化等社会経済情勢を踏まえた自主保安活動を実施するとともに、

- ・一般社団法人全国LPガス協会の「LPガス安全安心向上運動」
- ・日本液化石油ガス協議会・地域液化石油ガス協議会の集まりである七協議会連絡会議（以下「七協議会連絡会議」という。）の行動基準等

で実施することとされた項目を自主保安活動に積極的に取り入れ、具体的な取組を行うことが重要である。

1. 法令遵守の徹底

(1) 経営者の保安確保へ向けたコミットメント等

- ① 経営の基本方針として、法令の遵守、保安の確保を掲げること。
- ② 経営者自らが保安に対する姿勢を社内外に明確に表明し、保安確保の指導力を発揮すること。
- ③ 経営者の最も重要な役割である保安組織体制の整備及び保安関連予算の確保を図ること。

(2) LPガス販売事業者等の義務の再認識

- ① LPガス販売事業者は、保安業務を委託している場合でも、保安機関に対して、保安業務の実施状況について確実に確認を行うこと。
- ② 保安機関は、保安業務の結果を確実に委託元であるLPガス販売事業者に通知すること。

（現状）

- ・平成25年度の立入検査において、保安業務の実施結果を委託元であるLPガス販売事業者に通知していない保安機関が見受けられた。

(3) 保安教育の確実な実施

- ① 保安教育を的確に実施する体制を整備するとともに、年間保安教育計画を策定し、保安教育が従業員に対して確実に実施されるようにすること。
- ② 保安教育の実施に当たっては、容器交換時や設備工事・修理等の際の標準作業マニュアルを作成する等、作業手順の再確認及び徹底並びに定められた作業を的確に実施できる技術力の向上を図るよう指導すること。
- ③ 販売グループの中核となっているLPガス販売事業者は、グループ内事業者に対する保安教育を主導すること。
- ④ 経済産業省及び鹿児島県が実施する地域保安指導事業等、各地で実施される保安講習会に積極的に参加すること。

(4) 販売所・営業所単位での保安確保

- ① LPガス販売事業者は、販売所・営業所の責任者が保安業務の監督責任者としての自覚を持ち、業務主任者とともに、保安確保への取組を確実に実践すること。
- ② LPガス販売事業者は、業務主任者の職務・役割の社内規程類への明示による明確化等、実効的に機能する体制の整備を図ること。

(現状)

・平成24年度の立入検査において、点検・調査結果等における未記入・誤記入を業務主任者が見過ぎていた例が散見された。

- ③ 販売所・営業所において法令遵守と保安業務の適切な実施が行われているかを本社の保安管理部門等が確実に把握し、不足・不備があれば改めるとともに、内部監査の充実を図ること。

(現状)

・平成23年度において、本社の保安管理部門が販売所・営業所の業務の実施状況を把握しておらず、法令違反に至った事例があった。

・平成25年度の立入検査において、保安機関においてLPガス販売事業者から受託した保安業務を他の保安機関へ再委託していた事例があった。

(5) 事業譲渡時の保安業務の確実な実施

- ① 事業譲渡を受ける場合は、譲渡前の保安状況（配管等の設置状況等を含む。）を事前に確認し、保安業務遂行の人員、日数等を確保し、保安業務を実施すること。
- ② 譲渡後も緊急時対応の基準内の確実な実施を含めた保安業務の実施状況について再度確認をすること。

(6) バルク貯槽等の20年検査に向けた体制準備

- ① LPガス販売事業者は、民生用バルク供給システムに使用されているバルク貯槽及び附属機器等のいわゆる20年検査に係る経済産業省、高圧ガス保安協会等の検討状況の把握に努めるとともに、高圧ガス保安協会規格を参考に20年検査に関する具体的な計画の策定及びその準備に着手すること。

(現状)

・高圧ガス保安協会は、経済産業省の委託事業で作成した20年検査に関する手順書(案)を基に、次の3つの20年検査（告示検査）に関する高圧ガス保安協会規格（KHKS）を平成26年2月に制定。

①バルク貯槽の告示検査等に関する基準（KHKS0745）

②付属機器等の告示検査に関する基準（KHKS0746）

③バルク貯槽及び附属機器等の告示検査等前作業に関する基準（KHKS0841）

2. 組織内のリスク管理の徹底及び自主保安活動の推進

(1) 組織内のリスク管理の徹底

現場の実態に応じて異なるリスクを把握・認識し、適切な対策・改善を継続して実施する「リスクマネジメント」の考え方を取り入れ、リスク管理の徹底を図ること。その際、自主保安活動チェックシートを活用した自主保安活動の自己診断を行うことにより、自らの自主保安の状況を客観的に認識し、保安レベルの向上に活用すること。

(現状)

- ・自主保安活動チェックシートの提出状況：平成25年度 56.1% (年度途中から実施) (一般社団法人全国LPガス協会調べ)

(2) 集中監視システムの導入等による自主保安活動の推進

より一層の安全確保の観点から、一般消費者における保管理状況がリアルタイムで把握でき、その状況に応じた的確な対応を迅速に行える集中監視システムの導入又は導入に向けた検討を行うこと。その際、集中監視システムの通信規格については、国際標準化された規格に配慮することが望ましい。(別紙1)

(現状)

- ・認定液化石油ガス販売事業者の認定状況：平成25年4月現在273社(認定割合1.3%) 集中監視システムの普及率：26% (平成21年 集中監視設置世帯 624万世帯、LPガス利用世帯 2,400万世帯。出所：資源エネルギー庁 スマートメーター制度研究会調べ)

3. 事故防止対策

(1) CO中毒事故の防止対策

① 業務用厨房におけるCO中毒事故の防止対策

A. 業務用厨房の関係者に対する周知

- (ア) 換気(給気及び排気)が十分に行われないと不完全燃焼を起こしCOが発生するメカニズムや業務用厨房においてひとたび事故が発生した場合、従業員のみならず来店者をも巻き込むこと等について対面により説明し、換気や清掃・メンテナンスの重要性について、業務用厨房の所有者、従業員等の理解を促すこと。

(現状)

- ・平成25年においては、4件のCO中毒事故のうち3件が業務用厨房で発生している。これらの原因は、いずれも換気扇、排気設備の未使用によるものであった。また、いずれも業務用換気警報器等は設置されていなかった。
 - ・業務用厨房機器の使用者等、一般消費者向けのCO中毒事故防止のための注意喚起のためのリーフレットを経済産業省のホームページに掲載(別紙2)。
- (イ) 定期消費設備調査等の機会に、業務用厨房機器の設置環境や使用状況を確認し、業務用厨房の所有者、従業員、アルバイト等に対し、ガス機器、レンジフード・換気扇や排気ダクトの清掃、修理等の定期的な清掃・メンテナンスの必要性を働きかけること。

(現状)

- ・ガス機器の定期的な清掃やメンテナンスに関する注意喚起のためのリーフレット(総務省消防庁と連名)を経済産業省のホームページに掲載(別紙3)。
- ・業務用厨房機器を維持管理する際に注意すべき点等について経済産業省のホームページに公表。

- (ウ) めんゆで器の排気口を閉塞したことによるＣＯ中毒事故の対象となったメーカー製のめんゆで器（同一型式及び類似型式）であって、まだ対策が取られていないものを発見した場合は、その使用者に対しメーカーの対応を紹介し、対策を促すこと。

（現状）

- ・平成２４年２月に発生した岐阜県の体験施設におけるめんゆで器に係るＣＯ中毒の事故発生後、メーカーは、使用者に対し注意喚起するとともに、排気筒を延長するカバー（高さが高く、上面に物が置けないよう傾斜が付いている。）を作成し、警告シールとともに無償で提供する対策を実施中。また、平成２５年６月に日本厨房工業会、めんゆで器メーカー等と開催したそば釜等事故対策会議で業務用厨房実態調査の結果や最近の事故状況について説明し、事故防止のための情報交換を実施。

B. 業務用換気警報器・ＣＯ警報器の設置の促進

業務用厨房の使用者や所有者に対して、業務用換気警報器・ＣＯ警報器の設置の促進を引き続き継続すること。

（現状）

- ・七協議会連絡会議では「業務用ＣＯ中毒の事故対策機器の普及状況の実態調査」を３項目の行動基準の一つとしており、平成２５年１２月末現在、普及率は６４％（全２１６社中 回答率９５％）。

② ボイラーにおけるＣＯ中毒事故の防止対策

- (ア) ホテル・旅館・学校においては、厨房だけでなくボイラーにおけるＣＯ中毒事故が発生していることから、引き続き、ホテル・旅館等に対する周知活動を通じて、注意喚起を継続的に実施すること。

（現状）

- ・平成２１年１月に鹿児島本県の高校において、同年６月に山口県のホテルにおいて、いずれもボイラーの不完全燃焼及び排気不良により、それぞれ１８名、２２名（うち１名死亡）の被害を伴うＣＯ中毒事故が発生。
- ・ホテル・旅館等でのボイラーによるＣＯ中毒事故防止のための注意喚起のためのリーフレットを経済産業省のホームページに掲載（別紙４）。

- (イ) ホテル・旅館・学校等の業務用ボイラーの使用者や所有者に対して、業務用換

気警報器・ＣＯ警報器の設置の促進を継続的に実施すること。

（現状）

- ・ホテル・旅館・学校等の業務用ボイラーの設置箇所を含む業務用厨房施設において業務用換気警報器・ＣＯ警報器の設置率は、平成２５年３月末で４０．７％（平成２４年３月末３６．０％）（一般社団法人全国ＬＰガス協会調べ）。

③ 住宅におけるＣＯ中毒事故の防止対策

- (7) 長期間使用していないガス機器を使用するときには排気筒に異常がないかを確認した上で使用するよう、様々な機会を通じて一般消費者に注意喚起すること。

(現状)

- ・平成24年12月、福井県の一般住宅において、2名が軽症となるＣＯ中毒事故が発生。

FE式瞬間湯沸器の排気筒に鳥が巣を作っていたことで正常な排気がなされず、屋内の排気筒の接続部が外れていたため、ＣＯを含む排気が室内に滞留したもの。

- (4) 不完全燃焼防止装置が付いていない古いガス機器については、製造事業者等による点検を受けるよう、定期消費設備調査等の機会を通じて一般消費者に注意喚起すること。

(現状)

- ・不完全燃焼防止等の安全装置のないガス機器は、平成12年度は189万台であったが、平成25年3月末には15万台まで減少。
- ・平成25年7月、神奈川県共同住宅において、1名が死亡となるＣＯ中毒事故が発生。風呂釜熱交換器に付着した付着物の影響で燃焼効率が低下し不完全燃焼が起こり、ＣＯを含む排気が室内に滞留したものと推定。

(2) 一般消費者等に起因する事故の防止対策

① 一般消費者等に対する周知等による保安意識の向上

一般消費者等が正しいＬＰガス及び関連機器の取扱方法を理解し、実行できるようにするため、以下のような工夫を図りながら一般消費者等への周知活動を実施すること。

- ・一般消費者等との接点を増やすため、法定の定期点検・調査以上の頻度での一般消費者宅の訪問
- ・一人暮らしの大学生、サラリーマン、高齢者、介護関係者等に対しては、ワンポイントで具体的な事故事例をわかりやすく提示する等、事故防止に向けた注意喚起の実施
- ・コンロ清掃・料理教室等のイベント、町内会・自治会・婦人会等との共同の防災訓練などの地域貢献活動等による消費者との接点の強化
- ・事故事例を身近な事例として認識してもらうため、経済産業省のホームページに公表されている実際の事故事例等の活用

(現状)

- ・消費機器管理による事故防止のための注意喚起のためのリーフレットを経済産業省のホームページに掲載（別紙5）。
- ・一般社団法人全国ＬＰガス協会は、ＬＰガスを安全に使用するためにパンフレットを作成し、ＬＰガス販売事業者を通じて一般消費者等に配布（別紙6）。

② 安全な消費機器の普及促進

安全装置付き風呂釜，S i センサーコンロ等の安全な消費機器の普及を促進すること。

(現状)

- ・平成25年においては，原因者等別に見ると，一般消費者等に起因する事故によるものが最も多く，その中でも，風呂釜，コンロの点火ミス，立ち消えによるものが32件と最多であった。
- ・古いタイプの風呂釜の使用方法に関する注意喚起及び安全性が向上した風呂釜の普及促進のためのリーフレットを経済産業省のホームページに掲載（別紙7）。
- ・安全なガス機器への交換促進についてのリーフレットをLPガス安全委員会のホームページに掲載（別紙8）。
- ・S i センサーコンロ（注）の出荷台数が平成25年9月，2,000万台を突破。

（注）S i センサーコンロとは，全ての火口に「調理油過熱防止装置」，「立ち消え安全装置」，「消し忘れ消火機能」等の機能を装備したもの。

③ 誤開放防止対策の推進

(7) ガス器具が接続されていないガス栓のつまみを間違えて開けてしまうことを防止するため，ガス栓のつまみ部分に被せる「ガス栓カバー」の設置を促進すること。

(現状)

- ・「ガス栓カバー」の普及促進のためのリーフレットを経済産業省のホームページに掲載（別紙9）。
- ・「ガス栓カバー」の出荷数は，平成23年は31,394個であったが，国やLPガス関係団体による設置促進等の取組により，平成24年は406,002個と大きく増加し，平成25年は348,776個となった（一般社団法人日本エルピーガス供給機器工業会調べ）（別紙10）。
- ・七協議会連絡会議では「消費者に起因するLPガス事故の防止対策としてのガス栓カバーの普及促進」を行動基準の一つとしており，平成25年12月末現在で，実施中が59%，実施予定が33%（全216社中 回答率95%）。

(1) 誤開放防止対策の一環として一口ガス栓への切り替えを検討すること。

④ ガス警報器の設置の促進等

LPガスの漏えいに起因する事故の防止には，ガス警報器の設置が効果的であることから，ガス警報器の設置の促進及び期限管理に取り組むこと。

(現状)

- ・ガス警報器の設置率は，平成24年度末現在，共同住宅で91.2%，一般住宅で72.5%（一般社団法人全国LPガス協会調べ）（別紙11）。
- ・ガス警報器工業会は，平成24年4月から3カ年計画で，ガス警報器の設置率の向上及び期限切れ警報器の一掃を目指して「リメイク運動」を推進。

⑤ 消費設備調査の推進

- (ア) 消費設備調査は法定事項であるが、普及啓発の重要な機会としてとらえ、以下のような工夫を図りながら、一般消費者等に対するＬＰガスの理解増進を図ること。
- ・ 中学校理科教科書のＣＯ中毒に関する記載（別紙１２）や漫画で解説した副読本（別紙１３）、外国語によるパンフの活用
 - ・ ガス請求明細の裏面に注意事項等を記載
- (イ) 消費設備調査を拒否する一般消費者等に対しては、適切に実施されない場合は事故の可能性を増加させるものであることから、事故事例の紹介の他、集合住宅の場合には管理人の理解を得ること等、一般消費者等の理解を得られるよう工夫をこらして実施すること。
- (ウ) 不在が続く一般消費者等に対しては、十分な書面での説明、数回にわたる継続的な訪問等十分な手続きを踏んだ上で、当該一般消費者等の安全の確保の観点から一時的な閉栓に踏み切っているＬＰガス販売事業者もあり、保安の確保の観点からは参考となる。
- (エ) 消費設備調査の結果、機器の設置状況等の改善が必要な場合であっても一般消費者等の理解が得られない場合は、放置せず、都道府県等の行政機関と相談し、早急な改善が図られるよう対応すること。
- (オ) 学校、公民館等の公共施設は、ひとたび事故に至ると大惨事になりかねないことから、設備の期限管理等について自治体をはじめ公共施設の関係者に理解、協力を促すこと。

⑥ リコール対象品等への対応

消費生活用製品安全法（昭和４８年法律第３１号。以下「消安法」という。）に基づく回収命令の対象となっているパロマ製半密閉式ガス瞬間湯沸器について、引き続き、空き部屋等も含め、リフォーム時や点検・調査時に遺漏なきよう回収対象機器の確認を実施すること。

（現状）

- ・ パロマ製半密閉式ガス瞬間湯沸器は、ＬＰガス販売事業者等、都市ガス事業者等の協力により平成２６年１月末までに５２９台の対象機器が回収されており、平成２５年２月時点以降の１年間でも新たに１３台が回収されており、うち７台がＬＰガス機器である。
- ・ この中には、開栓状態で使用可能なものとして発見されたものが前年に引き続き１台あった。
- ・ また、リコール以前から部屋を使用していない等の事情によりこれまで発見されず、空き部屋から発見されたものが３台あった（別紙１４）。
- ・ リコール情報については、下記ホームページを参照のこと。

製品安全ガイド：http://www.meti.go.jp/product_safety/recall/index.html

⑦ 長期使用製品安全点検制度への協力

ＬＰガス販売事業者等は、消安法上、保安点検・調査又は周知等の際に、長期間の使用に伴い生ずる劣化により安全上支障が生じ、特に重大な危害を及ぼすおそれの多い機器について、一般消費者に対し、製造又は輸入事業者に対する所有者情報の登録や変更が必要であることなどを周知する又はリーフレット等を配布するなどの協力の責務を確実に果たすこと。

（現状）

- ・ 製品（屋内式ガス瞬間給湯器と屋内式ガス風呂釜）の販売事業者によっては、長期使用製品の購入者に対し当該製品の安全点検制度を説明するとともに、必要に応じてユーザー登録はがきの代行投函を行っている。

(3) LPガス販売事業者等に起因する事故の防止対策

① 供給管・配管の事故防止対策

- (ア) 埋設管は、腐食しにくいポリエチレン管（PE管）等への取り替えを促進すること。
- (イ) 他工事業者による埋設管破損を防止するため、LPガス販売事業者は、ガス供給設備周辺で他工事の計画がある場合は、確実にLPガス販売事業者に知らせるように一般消費者等に対して周知するとともに、原則として工事の際に立ち会うこと。また、酸欠事故防止に向けた対応を図ること。

(現状)

- ・平成18年から25年までに発生した事故のおよそ1割が「他工事業者による事故」であることを踏まえ、ガス供給設備周辺で工事を行う場合は、事前にLPガス販売事業者に知らせるよう、国土交通省及び厚生労働省を通じて、建設工事関係事業者に対し注意喚起を実施（別紙15）。
 - ・他工事による事故防止についての注意喚起のためのリーフレット（厚生労働省と連名）を経済産業省のホームページに掲載。（別紙16）。
 - ・平成25年11月、熊本県内の町道でガス埋設供給管取替え工事において1名が死亡となる酸欠事故が発生。
- (ウ) 供給管・配管の工事を行う際は、事故防止のため、外注先の特定液化石油ガス設備工事に係る届出、液化石油ガス設備士資格の有無及び再講習の受講状況を確認することにより適切に監督すること。

(現状)

- ・平成25年において、液化石油ガス設備工事中において液化石油ガス設備士の免状を持たない者が工事をしていた事例が確認された。

② 機器の事故防止対策

- (ア) 調整器、マイコンメーター、高圧ホース、警報器等については、長期使用に係る漏えい事故が発生していることから、これらの機器の期限管理を徹底し、期限内に確実に交換すること。

(現状)

- ・高圧ガス保安協会による調整器の事故の分析結果（平成14年から平成23年に発生した調整器に関する事故186件が対象）によれば、使用年数に起因するもの43件のうち、88%に相当する38件がメーカーの交換推奨期限である7年及び10年を超えてから発生しており、これらは交換推奨期限内に交換されていれば事故の発生を未然に防げたものである。
 - ・七協議会連絡会議では「事業者等に起因するLPガス事故の防止対策としての調整器の期限管理の実態調査」を3項目の行動基準の一つとしており、平成25年12月末現在、メーカーの交換推奨期限を超えて使用されている調整器の割合は、1.5%（全216社中 回答率95%）。
- (イ) 充填容器等の接続、消費機器の交換・修理等の作業手順の確認、作業終了後の検査等を確実に行うこと。

(現状)

- ・平成25年において、一般消費者等からの連絡を受けてLPガス販売事業者等が対応した際に工事ミス・作業ミスにより発生した事故が9件あり、うち2件でそれぞれ一般消費者等が1名負傷している。
- (ウ) 閉栓先において、充填容器等が長期にわたって放置されていたことによる容器の腐食による漏えい事故も発生していることから、不要な充填容器等の撤去を確実に進めること。

③ バルク供給に係る事故防止対策

これまでに発生したバルク供給での事故事例やヒヤリハット事例を共有するとともに、安全弁の交換作業マニュアル等を活用することにより作業手順の確認を十分にに行い、事故防止の徹底を図ること。

(現状)

- ・平成25年はバルク供給における負傷者を伴う事故はなかったものの、平成23年は安全弁の交換作業ミスによる負傷者を伴う事故が発生しており、平成24年は液面計のフランジ部に係る作業ミスによる負傷者を伴う事故が発生した。原因はいずれも作業手順の確認が不足していたことによるものであった。

(4) その他

① 質量販売に係る事故防止対策

- (7) 質量販売の際も法令で求められている供給開始時調査や定期消費設備調査について、確実に実施すること。また、質量販売先の一般消費者等に対し、質量販売事故防止のためのリーフレット等による周知を行うこと。

(現状)

- ・平成25年の質量販売における事故7件のうち、4件で負傷者を伴う事故が発生している。また、消費者が屋内で使用するものを、屋外で使用するものと勘違いして、容器と配管を接続せずに販売していた等の法令違反が2件認められた。
 - ・質量販売事故防止についての注意喚起のためのリーフレットを経済産業省のホームページに掲載（別紙17）。
- (4) LPガス販売事業者等による保安業務の実施が困難な山小屋等に対する質量販売について、液石法施行規則第17条に基づく特則承認に基づいて、山小屋等に対する質量販売の保安の確保のための業務を確実に実施すること。

(現状)

- ・平成26年2月末時点の特則承認件数：3事業者4件

② 積雪又は除雪ミスによる事故防止対策

積雪寒冷地でのことがあったときは、積雪又は除雪ミスに伴う調整器、供給管等の損傷によるガス漏れ等を防止するため、供給設備の点検を確実に実施し、従前以上に適切な落雪対策を講じるとともに一般消費者等への注意喚起を図ること。

(現状)

- ・平成25年は雪害による事故が38件であり、平成23年、24年に比べ減少したものの、雪害による事故発生件数は依然として高い水準となっている。平成26年2月末時点で31件発生（速報ベース）。
- ・より効果的な雪害対策に資するため、容器の接続方法等に着眼した対策をまとめ、経済産業省のホームページに掲載。
- ・LPガス設備の雪害対策の普及促進のためのリーフレットを経済産業省のホームページに掲載（別紙18）。

4. 自然災害対策

- (1) 「東日本大震災を踏まえた今後の液化石油ガス保安の在り方について」(平成24年3月総合資源エネルギー調査会高压ガス及び火薬類保安分科会液化石油ガス部会報告書)及び「LPガス災害対策マニュアル」(平成25年3月経済産業省及び高压ガス保安協会)を踏まえ、災害発生時における保安確保のための具体的な取組について、着実に実施すること。特に、地震等による大規模災害に備え、容器転倒防止の鎖又はベルトの二重掛けの推進や新設又は取り替え時等におけるガス放出防止型高压ホース等の設置を徹底すること。(別紙19)

(現状)

- ・東日本大震災を踏まえた今後の液化石油ガス保安のあり方に関する「14の対応策」については、行政機関やLPガス関係団体を通じて、各都道府県LPガス協会及び傘下のLPガス販売事業者等に対して通知するとともに、平成25年度は全国各地で開催する保安講習会等のテキストに追加する等、LPガス販売事業者等に対する普及啓発を行うほか、各都道府県LPガス協会に対し対応策への取組状況についてアンケート調査を実施。
- ・ガス放出防止型高压ホースの平成24年度末の普及率は26%(推定値)(一般社団法人日本エルピーガス供給機器工業会調べ)
- ・一般社団法人全国LPガス協会は、平成26年3月に、一般消費者等への周知活動として、災害対策のためのLPガス導入事例集、LPガスの常時利用を進めるためのパンフレットを作成し、全国各自治体、消費者団体等に配付。(別紙20)

- (2) 仮設住宅におけるLPガスの供給に係るLPガス販売事業者等は、供給設備の点検、消費設備の調査等の保安業務の確実な実施並びにガスの漏えい事故防止及びCO中毒事故防止に係る一般消費者への注意喚起について特に留意して取り組むこと。

(現状)

- ・平成24年2月に、宮城県の仮設住宅において、配管用フレキ管の埋設部にさや管が施されていないものが見受けられた。